

令和 6 年 滑川町農業委員会 第 7 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 6 年 7 月 18 日 (木)			
開 会		令和 6 年 7 月 25 日 (木) 午後 3 時 20 分			
閉 会		令和 6 年 7 月 25 日 (木) 午後 4 時 00 分			
議 長		北堀 高 茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 13 名出席、1 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	欠 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、0 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	10 番	田 幡 只 夫		11 番	石 川 光 男

第 7 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 29 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 30 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 31 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 こんにちは。定刻になりましたので、令和6年第7回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告ですが、議席番号14番の贅田委員の欠席届が提出されておりますのでご報告させていただきます。最初に、北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、よろしくお願いいたします。

会 長 令和6年度第7回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。毎日暑い日が続きますが、体調の方はいかがでしょうか。日中での農作業や委員さんの活動については、十分な体調管理をしていただき、取り組んでいただけたらと思います。また8月からは、地域計画の策定に係る座談会が9地区で行われる予定です。農業委員、推進委員、認定農業者、また関係者等が中心になっての話し合いになると思います。この9地区は、おそらく土地改良、田んぼの方が主体で、それを今後、将来に向けてやりやすくするには、どうしたらいいか。今、日本全国でも集約化として、例えば今まであっちに行ったり、こっち行ったりして耕作を行っています。今後、高齢化や農業離れが進むにつれ、農地の集約化により、段々と規模拡大、そういうことがおそらく目的なのではと思い、皆さんのご理解がえられて滑川町もそういった方向で進めばいいと思います。また、今日の総会終了後に、暑気払いを予定しております。この暑さで暑気払いにはちょうどいい時期ではないかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、本日の総会に提案された議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しく願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川

町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第7回総会は成立をいたしました。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号10番田幡委員、議席番号11番石川委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第29号「農地法第3条について」を議題といたします。なお、番号2、番号3については、譲受人が同じ方で関連性があるため、合わせての説明ならびに一括での審議としたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は3件、合計871㎡になります。それでは申請番号1を説明させて頂きますので、議案書の1頁、資料は、議案第29号資料1と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、139㎡になります。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇市〇〇〇町×××、□□□様です。譲受人は、

〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、自家消費用畑として利用したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。ご審議のほど宜しくお願いいたします

議 長 ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

13 番 はい。1班班長13番吉田です。7月20日8時30分より、農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名にて、現地調査を行いました。詳細につきましては担当の井上委員より説明させていただきます。

12 番 はい。担当委員の12番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。場所につきましては、〇〇〇を右折して一つ目の信号を右折し、〇〇〇の脇を通り次の信号の手前を側道に入り〇〇〇の前を×××mほど行って左に曲がり、さらに×××mほど行った右側が申請地です。面積は139㎡です。譲渡人の□□□さんの農地を譲受人の□□□さんが取得して耕作するためです。理由書がありますので読ませていただきます。私は20年、農作業の経験があり、野菜を主に耕作しております。今回、申請地〇〇〇字〇〇〇×××番×××の農地を取得する経緯につきましては、土地所有者でございます□□□様から自分で耕作するのが難しく、農地の利用について相談がございました。申請地は、正式な賃貸は行っていないですが、兄弟の土地であるため、私が耕作しておりました。以上のことが農地法第3条に基づく、手続きをさせていただく理由となります。農機具につきましては、草刈機2台を所有しています。畑にはネギが作っており、作付け計画もできており、ブドウも植えてあります。農薬の散布等につきましては、地域の

ルールに従って行っており、問題ないと思われます。以上です。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進の□□□です。先ほど担当の井上さんから報告があったとおり、7月20日8時30分から現地調査を実施しました。現地の状況は、宅地と雑種地に囲まれた畑です。33条1項の規定により、許可申請と照らし合わせながら現状管理の状況を確認しました。先に説明があったように、境界の雑草の管理も適切に行っております。隣地への影響は見受けられないことから、理由書のような内容であれば、当該申請に問題はないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見等なし)

議 長 それでは無いようですので、議案第29号番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号番号1については、申請のとおり許可と決定いたします。

議 長 続きまして、議案第29号番号2、3について関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 番号2です。議案書の1頁、資料は、議案第29号資料2-①、②と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域、69㎡。同じく字〇〇〇×××番×××、田、農振農用地138㎡合計2筆、207㎡になります。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、経

営規模拡大のため、贈与により所有権を取得したいというものになります。

続いて番号3、同じく議案書の1頁、資料は、議案第29号資料3-①、②と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域、69 m²。同じく字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域、82 m²。同じく字〇〇〇×××番×××、田、農振農用地 374 m²、合計3筆、525 m²になります。譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、経営規模拡大のため、売買により、所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして、同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。経営状況調査等をもとに判断となります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

3 番 はい。4班班長3番赤沼裕です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。今回、4班は4件の申請がありまして、7月23日火曜日午前8時から農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で申請案件の現地調査を実施いたしました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります田幡委員に報告をお願いします。

10 番 はい。4班10番田幡でございます。ご説明申し上げます。該当する土地の位置につきましては、〇〇〇を東に出て〇〇〇を南に向い、〇〇〇の交差点を左折し、〇〇〇の方に向かい、右折し、左折した後、左折した先、〇〇〇の西南約×××mのところに位置する土地でございます。譲受人の自作地の耕作状況でございま

すが、きゅうり、ゴーヤ、オクラ等が植えられており、耕作されております。また、譲受人の農業機械の状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、草刈機1台その他、農具が一式あります。そして、該当する土地でございますが、これは□□□さんが持っている土地につきましては、□□□さんと□□□さんのおじいさんの土地、祖父の土地を相続して所有しているものでございますが、□□□さんについては他の土地の耕作もあり、耕作が大変だということで、譲り渡したいというふうなことでございます。また、もう一つの土地、番号3の土地について、□□□さんの所有でございますが、□□□さんについては、□□□さんの土地を以前に売買で耕作拡大のため取得をするということで、農業委員会で審議されましたが耕作が現状では、〇〇〇市の〇〇〇から滑川町〇〇〇まで来るのは大変だということで、耕作ができないという状況で、誰か近所の人を買っていただけないかという話が□□□さんにいき、□□□さんが買いたいという申し出をして、買い受けて耕作の拡大をしていきたいというふうに言っております。また申請地の一部の田んぼの土地につきましては、耕作放棄地でありましたので、草木が生えており、そこについては譲受人の□□□さんの方で、綺麗に狩り払いをし、農地として利用していきたいというお話を申し上げておりますので、現地を確認した結果、特に支障はないというふうなことで、慎重ご審議をお願いいたしますと存じます。以上です。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進員の□□□です。先ほど田幡委員から詳しく説明がありましたように、メンバー6人で現地調査を行った結果、周辺の農地への悪影響はないと思われます。ただし、地目、田2件に関しては、今まで耕作されておらず雑草が生えています。今後は申請者が耕作できるとのことですので、審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説

明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

推進委員　〇〇〇地区推進委員□□□です。理由書の該当土地の番地に誤記がありまして、それを農業委員会事務局に連絡しました。それを訂正しなければ許可できないのか私には解りませんのでお聞きいたします。

議　　長　事務局をお願いします。

事 務 局　ご指摘いただきました部分の修正については、こちら申請者の方に今回審議の結果について書類をお渡しすることになります。窓口で書類を取りに来ていただくことになっておりますので、その際にその場で修正いただくような形を取らせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　それではこの件につきまして御意見、その他何かありましたら挙手をお願いいたします。

（委員の意見なし）

議　　長　それでは無いようですので、申請のとおり議案第 29 号番号 2、3 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員の挙手あり）

議　　長　全員賛成ですので、議案第 29 号番号 2、3 については、申請のとおり許可と決定いたします。以上で日程第 2 議案 29 号は終了となります。

議　　長　日程第 3 議案第 30 号、「農地法第 5 条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局　事務局より議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」をご説明いたします。今回の申請件数は 2 件になります。番号 1 の資料については、議案書 2 頁、議案第 30 号資料 1－①から⑤と書かれている資料になります。それでは説明いたします。譲渡人は、比企郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。譲受人は、比企郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様と□□□様。土地の所在、地目、面積ですが、滑川町大

字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、272 m²、〇〇〇町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、34 m²、合計2筆、306 m²となります。申請の区分ですが、所有権移転になります。申請理由は、申請地を売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築するため、転用したいというものです。農地の立地基準ですが、10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則不許可ですが、本件は近隣市町村に長期居住者となる者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

3 番 はい。4班班長3番の赤沼裕です。7月23日火曜日8時から、先ほどの3条申請と同様に申請案件の現地確認を行いました。担当地区でありますので、引き続き報告をいたします。土地の所在等については、先ほど事務局の方から説明のあった通りでございます。申請地の位置は、〇〇〇の入り口を左折して、約×××km先の〇〇〇のところの信号の約×××m手前の右側であります。ここは、今年の5月24日に第5回総会で審議をされました案件と同じ区画内にあるところであります。申請の内容は、所有権移転をして、自己用住宅を建てるため、農地を転用するものであります。申請の理由については、理由書に基づいて説明をいたします。私達は現在、比企郡〇〇〇町大字〇〇〇にある、アパートに2人で住んでおります。仕事は〇〇〇と〇〇〇にそれぞれ勤務しております。今般アパートでの生活をしていることもあり、手狭になっているため、実家及び勤務先に容易に行ける場所である。比企郡滑川町へ住宅を新築したく、土地を探していたところ、上記申請地を購入する契約が整いました。申請地は実家へ気軽に行ける距離であり、何かあったときなど、すぐ行ける距離である他、

通勤も容易な場所でのどかな場所であり、将来子供が生まれたら、通う小学校も比較的近いと、普段の生活環境を考えると、適地だと思っております。以上の理由により、上記土地に専用住宅を新築したく申請いたしますのでよろしく許可くださるようお願いいたします。以上のような内容であります。境界については、地籍測量図に基づきまして確認をしました。申請地は、緩やかな傾斜地になっているため、コンクリート擁壁等を設置して盛土による造成工事が計画をされています。雨水は浸透トレンチを設置して、宅地内処理とし、雑排水については、合併浄化槽で処理をして、公共水路に放流をする計画になっています。申請書には、住宅建築に係る設計図、資金計画書、農用地区域外証明また公共水路使用許可書も添付されていて確認をしております。それから付近の土地に被害が生じないように十分注意し、万が一被害が生じた場合には、責任を持って対応をするということでもあります。従いまして、本案件につきましては、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。申請地の周辺は今後さらに住宅が進むと思われる場所になります。現地調査の日も他の住宅の基礎工事が進行中でありました。この地域、申請地の周辺には、農地と接していないので特に問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

(委員から報告なし)

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当にするとい

うことで賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 30 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第 3 議案第 30 号番号 2 を事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 2、議案書 2 頁、資料については、議案第 30 号資料 2－①から⑤と書かれている資料になります。それでは説明いたします。譲渡人は、比企郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。譲受人、〇〇〇市〇〇〇×××番×××、□□□様、□□□様。土地の所在、地目、面積ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、288 m²、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、35 m²、合計 2 筆、323 m²となります。申請の区分ですが、所有権移転になります。申請理由は、申請地を売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築するため、転用したいというものです。農地の立地基準ですが、10ha 以上の一団の連たん農地であるため、第 1 種農地と判断いたします。第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は近隣市町村に長期居住者となる者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

3 番 はい。4 班班長 3 番赤沼裕です。7 月 23 日火曜日午前 8 時から先ほどの 5 条申請と同様に申請案件の現地確認を行いたしました。担当地区ですので引き続き報告をいたします。土地の所在等については先ほど事務局から説明のあった通りです。申請地の位置は、先ほどの 5 条申請の案件と同じ各区画内にあります。申請の内容は、所有権移転して、自己用住宅を建てるため農地を転用するものであります。審査の理由については、理由書に基づいて

説明をいたします。私達は現在、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇にあるアパートに子供2人と4人で住んでおります。仕事は〇〇〇市〇〇〇町にある〇〇〇に12年勤務しております。今般アパートでの生活をしていることもあり、手狭になってきている他、妻の両親も高齢になることもあることや、仕事等で忙しいときに両親に子供を見てもらいたいこともあり、〇〇〇町大字〇〇〇にある妻の実家へ容易に行ける場所である、滑川町へ住宅を新築したく、土地を探していたところ、上記申請地を購入する契約が整いました。申請地は実家に日帰りで行ける距離であり、小学校も比較的近く、通学も容易な場所でのどかな場所であるため、普段の生活環境を考えると、適地と思っております。以上の理由により、上記土地に専用住宅を新築したく申請いたしますので、よろしくご許可くださるようお願いいたします。このような内容になっております。境界につきましては、地籍測量図に基づきまして確認をしました。こちらの場所も緩やかな傾斜地であるため、コンクリート擁壁等を設置して盛土による造成工事が計画をされています。雨水については、浸透トレンチを設置し、宅内処理としまして、雑排水については、合併浄化槽で処理をして、公共水路に放流する計画になっています。その他住宅建築に係る設計図、資金計画書、農用地区域外証明、公共水路使用許可書も確認をしております。また隣接する農地があるため、農地転用に係る隣地の同意書については、事務局の方に提出をされているということでございます。それから付近の土地に被害が生じないよう十分注意し、万が一被害が生じた場合には、責任を持って対応するとのことでもあります。従いまして本案件につきましても、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 はい。4班〇〇〇地区推進委員の□□□です。この申請地は、先ほど申請がありました場所と進入路を挟んで隣り合わせの場所になります。申請地の一部西側には農地がありますが、作物は

特に栽培されていませんでした。また、雑草等は生えておらず、よく管理されていました。申請地は、周辺農地を接する場所に盛土を行い、擁壁を行い整えるため、周辺農地への影響はないと思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いします

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。
(委員から報告なし)

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 30 号番号 2 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で日程第 3 議案第 30 号は終了いたします。

議 長 日程第 4「議案第 31 号農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局より議案第 31 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」をご説明いたします。資料については、議案書の 3 頁、議案第 31 号資料 1、資料 2 をご覧ください。今回の件数は 2 件になります。会長専決処分とさせていただいた本件については、一括して説明、報告とさせていただきます。それでは説明させていただきます。相続人、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様。被相続人、比企郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。関係は親子になります。土地の所在、地目、面積ですが、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、1,203 ㎡です。届出区分は、所有権移転です。届出目的は、令和 6 年 2 月 17 日に発生した相続によるものです位置については、第 31 号資料 1 をご確認ください。こち

らは、令和6年6月26日付けで受理通知による回答をさせていただきます。続きまして番号2、相続人、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様。被相続人、比企郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。関係は親子になります。土地の所在、地目、面積ですが、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、102㎡、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、129㎡、合計2筆231㎡です。届出区分は、所有権移転です。届出目的は、令和6年2月17日に発生した相続によるものです。位置については、第31号資料1をご確認ください。こちらは、令和6年6月26日付けで受理通知による回答をさせていただきます。以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議長 それでは議案第31号の質疑を終了いたします。日程第4は以上になります。本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和6年第7回の総会は閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。北堀会長、議事進行をお疲れ様でございました。委員の皆様本当に慎重審議ありがとうございました。総会の方を終了させていただきますので、職務代理より閉会のご挨拶の方よろしく願いいたします。

職務代理 沢山の議題がありましたが、慎重審議ありがとうございました。第7回総会を終了いたします。お世話になりました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年7月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 田 幡 只 夫

署名委員 石 川 光 男